

## 第49回岩手県水産審議会

日時 平成24年2月6日(月) 13:30~

場所 エスポワールいわて 3階特別ホール



#### 第49回岩手県水産審議会会議録

(司会) ただいまから第49回岩手県水産審議会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ出席いただきまして、まことにありがとうございます。まずは、開会にあたりまして東大野農林水産部長よりご挨拶申し上げます。

(東大野農林水産部長) 本日は委員の皆様方、ご多用のところ、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また日頃から本県の水産振興施策の推進にご協力を頂き、感謝申し上げます。

はじめに、この度の東日本大震災津波で被害を受けられた水産関係の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、震災以降、全国あるいは県内もですが、たくさんのご支援を頂いてございます。その方々に対して深く感謝申し上げますとともに、被災地の復興に取り組まれている関係者の皆様方の努力に、心から敬意を表するものでございます。

さて、東日本大震災津波により、本県の沿岸地域を中心に甚大な被害を被りました。特に水産関係につきましては、県内に111港の漁港がございますが、そのうち108港が被災し、防波堤が倒壊するなどの被害が発生いたしました。また登録されている漁船のうち約9割が流失、あるいは損壊するなどまさに壊滅的な被害でございました。

あと一月ほどで震災から1年を経過しようとしてございます。この間、県では国をはじめとする関係機関や関係団体とも連携しながら、漁船や定置網、養殖施設等の再整備、そしてサケのふ化場や産地魚市場、更には水産加工等関連施設の復旧への支援、更に漁港や漁場の瓦礫の撤去、防波堤につきましては応急工事となりますが、その実施など水産業の両輪でございまして漁業は勿論でありましたが、流通、加工業の一体的な再生に全力で取り組んできたところでございます。

その結果、本県13ございます産地魚市場のうち12まで復旧いたしてございますし、残り一つも4月からは業務再開できるという状況になってございます。そのような中で、サンマやサケが水揚げされてございます。復旧、復興に向けた取り組みが徐々にではございますが、実を結んできているという状況にございまして、水産関係の方々の努力によって、やっとここまで来たという状況でございます。

一方でなお、被災地の被害の爪痕は色濃く残ってございます。今後は共同利用施設、まだまだ復旧できていないものもございまして、水産加工場でもそうでございまして、漁港施設についてはこれから本格的な復旧整備が着手されるという状況でございまして、このようなものに取り組み、一日も早く被災地の皆様方が希望を持って生産活動に従事できるそういった状況に立ち戻らせたいと考えてございまして、引き続き努力して参ります。

本日の水産審議会におきましては、昨年8月に策定いたしました本県の「東日本大震災津波復興計画」の中で示されてございます水産業の復興に向けた取り組みをご紹介させていただきます。具体的な取り組み、施策につきまして説明させていただきます。更に今後の取り組み、水産業の復興状況につきましても、整理させていただいてございまして報告をさせていただきます。そのような説明、報告の上で委員の皆様方から今後の取り組みに向けたご意見、ご提言を承りたいと考えてございますのでどうかご忌憚ない意見をいただきますよう、お願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(司会) それでは会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。まずは最初に本日の次第がございまして、それから続きまして配席図がございまして、次に委員の皆様方の名簿ということで、右側のほうに本日ご出席の状況を示してございまして、次に県関係者の出席名簿でございまして、ここで1点資料の訂正をお願い致します。上から5人目の流通課総括課長でございまして、本日所用により欠席とさせていただきます、代わりに同じく流通課主任主査が出席しておりますので、

ご了承の程をお願い致します。次に本審議会の条例をご用意してございます。

続きまして、委員の皆様方には予め送付させて頂きましたけれども、本日の主要な資料となります A3 カラーの「資料 1 - 1」がございまして、続きまして同じく「資料 1 - 2」がございまして。「資料 1 - 2」に関しまして、事前に送付させて頂いた分だけでございますけれども、一箇所訂正をお願い致します。下のほうのページ番号 9 ページでございます。上のほうに「水産業共同利用施設復旧支援事業」とございましてページの下のほうに 5 として予算額がございまして。予算額のところに約 87 億 7 千万円という数字がございまして、その下にもう一行数字が入り込んでいると思いますが、これは資料の作成ミスで全く関係のない数字が入っておりましたので、これにつきましては削除をお願い致します。尚、本日お配りした方については修正してございますので、そのままということをお願い致します。

続きまして「資料 2」でございます。A4 縦の方でございます。更に「資料 3」、A4 裏表の資料でございます。それから以下参考資料といたしまして、先ほどの挨拶の中でも出てまいりましたが本県の復興計画を構成いたします資料といたしまして、ひとつは「復興基本計画」それから併せて「復興実施計画」それぞれにつきまして、水産分野にかかる部分だけの抜粋版ということでご用意しております。

それから最後になりますけれども、委員の皆様方からもこれまでご意見等頂戴致しながら作成を進めておりましたいわて県民計画の「第 2 期アクションプラン」が今回作成されまして、本日この後 3 時半より知事から記者会見を行うところでございますけれども、その中から政策編のうち、同じく水産関連部分の抜粋が多くありましたのでご参照頂きたいと思っております。資料の確認については以上でございます。

それでは続きまして、今回より新たに委員になられた方が一名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。お手元の水産審議会委員名簿をご覧いただきたいと思っております。今回、所属団体の異動の関係によりまして、新たに 1 名の方を委員をお願いしてございます。「独立行政法人水産総合研究センター東北水産研究所所長」の「平井委員」でございます。

(平井委員) 平井でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

(司会) また名簿にございます通り、内澤委員、沼崎委員、林委員、山内委員、それから山田委員ですが、本日所用により欠席ということになってございます。本日は委員総数 20 名のうち、15 名の方にご出席を頂いておりますので、半数以上のご出席ということで審議会議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして会議が成立していることをご報告いたします。

それでは早速ですが議事に移らせていただきます。

条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、大井会長に議長をお願いしたいと思います。大井会長宜しくお願いします。

(大井会長) それでは早速ではございますが議事を進めさせていただきます。

なお、事務局から事前に連絡がありましたとおり、審議会は公開といたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず始めに、( 1 ) の報告のアでございます。

「東日本大震災津波からの水産業の復興について」を、事務局から説明してください。

(事務局から資料に基づき説明)

(大井会長) ただいまの説明について、何かご意見、ご提言などございますか。

(工藤委員) アワビ等種苗生産施設の復旧に関する説明の中で、大船渡本所の復旧完了が平成 25 年度の予定だというご説明をいただきましたが、大変積極的な取り組みに感謝を申し上げます。この中でアユも含めていただいているわけですが、これらの事業完了の年、たとえばアユが生産できるかどうかですね、というのはアユは 9 月頃から始まって、12 月位から 1 月にかけて我々の施設に運ぶわけですが、そういった関係でその年に生産ができるのかどうかその辺をお尋ねします。

(寺島水産担当技監) 大船渡の施設を復旧してということで、今その工事の作業を進めているところでありますが、25 年度に完成したらアユ種苗の生産は翌年の 26 年度からということで、26 年度中の放流をしたいと考えております。

(工藤委員) 25 年度というのは 26 年の 3 月までということになるわけですが、26 年度ということとは、26 年の 4 月以降に生産ができるということになるのですか。

(寺島水産担当技監) 25 年度中にできるということは 26 年の 3 月に施設が完成し、アユ種苗の生産は 26 年の 7 月 8 月、こちら辺から生産して 27 年の 1 月あたりに出荷をしようと考えております。

(坂下委員) 色々な施策をやっていくことも大事ですけれども、それを受けていく担い手というのがすごく大事だと思います。今の状況で現場の担い手の心情というか動きを知りたいのですが、実際にがれき撤去などを手伝っている方々も含めて、今まで興味がなかった担い手がふるさとのために戻ってきている現状があると思いますし、逆にその将来的なものを踏まえた上で、正直だめだと思って外に出ている方もいらっしゃると思うのですが、押さえられているところで結構ですので今後の三陸に対する、漁業に対する赤裸々な担い手の思いと動きが分からないので教えて頂ければいいなというのが一つと、それから、サケのふ化場で、稚魚が約 4 億 2 千万尾放流前に津波で流失してしまったという現状があるのですけれども、いくら残るのではないかなという淡い期待もあるのですが、その現状はどういうものなのかその 2 点を教えて頂ければと思います。

(寺島水産担当技監) まず担い手のところでございますけれども、各漁協、住居が流失し、その地区の仮設住宅に移っている方など様々あり、またどの程度の方が漁業を続けるかどうか、中にはきちんと把握できていない状況もございます。そういう中で私たちは先ほどの資料にありました漁業者によるがれきの撤去、生活するための収入が無いわけでありますので、こういうことをきっちり制度化し、漁業に対する諦めを少しでも少なくしていきたいということで、ここに書いてあります 2 つの事業を実施していきます。

また、多くの人たちに、漁船、養殖施設、共同利用施設などの復旧をきっちり行政として支援をするということを示し、また高率の 9 分の 8 という補助で支援をしていきたいというそういうメッセージをしっかりと出すことによって沿岸地域、なんといっても漁業が大事でありますので、そこに踏ん張って、頑張ってもらいたいということでやっております。何人が漁業を再開するのかということは、はっきりした数字はつかんでおりません。ただ、漁船の整備について申請している方もいますし、ワカメの養殖、3 月には本格的な刈り取りが始まるわけですが、養殖施設の整備も支援

していくこととしております。

それからサケの稚魚、せっかく育った稚魚が津波で多くが流されてしまった。これについては検証の仕方はございませんけれども、なんとか生き延びて戻ってきてほしいという思いがあります。現在はできるだけふ化場を早く整備してできるだけ多くの稚魚をこの春にも放流できるように各種事業を導入して各ふ化場で整備をして頂いているところであります。特に来年度にはきちんと4億尾ぐらいの整備をして、きっちりサケ漁が継続できるようにしたいと思っております。

(早野委員) 担い手のところもありますが、実際に漁業に関わる方と今回の場合は加工場が破損、倒壊してしまったことによる雇用がかなり減ってしまったということが非常に多いと思うのですが、もうそろそろ失業手当がきれるところでこの先どうしようかと本当に沿岸地区の方は早く元の加工場に戻りたいのだけれどもなかなか戻れないという、ここを早くなんとかして頂く事が雇用促進に繋がっていくと思っております。ですので加工場のほうの手当てというものももう少し手厚くしていただくのがいいと考えております。

それからもう一つここには復旧、復興に向けた取り組みということで第1期のことが書かれているかと思えます。新エネルギーの部分で風力、それから海上に浮かべた風力施設だとか、波の力を活かした潮力など先日ちょっとお話を伺ったのですが、宮古では火力発電を新エネルギー、天然ガスとかという話も聞こえてきたりすることがありますが、そういった新エネルギーとこれからの漁業というものをいかに共存していくかということも検討しながら進めていかれるのがいいのではないかと思います。

後それからもう1つ、漁港の集積を宮城県では行われているということなのですが岩手ではそれはしないということでしょうか。確認ですけれどもお願い致します。

(寺島水産担当技監) 先ほど漁業を中心にお話ししましたが、加工業も必要ではないかということでもあります。最初はやはり漁業生産、ここを何とか手当てをしなければということで漁船や養殖施設の復旧を行ってきた。また魚市場も製氷事業などを導入して復旧してきましたけれども、徐々に回復してくるとやはり生産したものの価格は市場を通して決まる。加工業者はこれまでも付加価値をつけて出荷しており、加工場には漁家や地域の方々がたくさん雇用されているわけで、そこで収入を得ていたわけでありまして。やはり水産業というのは漁業と加工業の両輪であり、大井会長も国のほうに行って加工業への振興策、加工場の修繕や新設への支援を訴えてきている。水産庁の事業の中でもここにありまして事業を導入しており、中小企業庁でも加工業者の方に対する施策展開を厚くしてもらって、グループ補助金として4分の3の補助を出すということで、かなり大きい金額でやっております。鹿野大臣への要望でも、やはり地域の水産業のためには加工業も一緒になって復旧しなければならないので、その部分への支援をお願いしたところであります。

それから新エネルギーにつきましては、今まではどちらかということでは漁業者の方々は反対してきた経過があるわけですがけれども、風力とか潮力とかあるいは波力という新しいエネルギー、これを漁業者にも利するものという形で進めていただいて、漁業者も意見を言いながらエネルギーを活用しながら進めていただければと思っております。

(大村漁港漁村課長) それから、漁港の集約の話ですが、結論から申しまして漁港を集約して整備するという考えは今のところございません。被災しました全ての漁港を復旧したいと考えております。もう少し具体的に申しますと一つには漁港といいますのは、漁師さん達が使うだけのものでなくて、魚釣りとか色々な方々が使うものとして整備しておりまして、まず公共のものとしてつくったものが被災しましたので、国の法律の負担法を基に直すというのが第一の原則です。それから岩手県では、リアス式の入り江に漁港があるのですが、ここはその入り江で漁業の集落がございま

して、その集落で船を持ってその船を安全にする漁港があって、すぐ目の前に漁業権という養殖をする権利、これで持って集落が成り立っているということです、この4つがひとつになって岩手の沿岸が成り立っているということです。漁港を復旧していくということになりますと、それぞれのところでどこを最初に直してほしいかというのがございますので、その地区地区でワカメを早く揚げたいのでワカメを揚げるところを最初に直してほしいとか先に防波堤の部分だけ直して、船をとめるところを直すとかそういうニーズに沿って直していこうと考えております。

(東大野農林水産部長) 担い手の関係と新エネルギーのところを若干補足させていただきます。ご心配は水産庁事業と経済産業省事業が重なり合うところが加工場の加工工場のところにあります。水産庁事業では漁協の加工場は共同利用施設ということで直接的に事業できますし、あと水産加工組合の施設は水産庁事業ですぐさま対応できたのですけれども、その他の純粋民間の分は中小企業庁事業ということで最初はなかなかうまくいっていないといったような面も見られましたけれども、中小企業庁の方も随分予算額を増やしましたので従前のような状態ではなくなっております。一方で中小機構というところが仮設の店舗を整備しておりますけれども、そういったものを逆に今度は水産サイドの方が利用させて頂くといったような形で現場ではそれぞれの事業のどちらがより早いといった選択をしながら、復興、復旧を進めているというのが現状だと思っております。

それから資源エネルギーの関係でございますが、水産分野には資源エネルギーに関する取り組みの記述はございません。資源エネルギー関係は言ってみれば三陸の未来をどう作り上げてくかというような観点でエネルギー施策もそのひとつという位置づけでございますけれども、個別、具体の計画がどのようになって、どこでどのような形でというのが見えてきますとそれこそ漁業者の方々との調整という場面が出てくるとは思いますが、今のところそこまで具体的な計画は見えてございませんので今後の課題ということだと認識しております。

(大井会長) 今、水産加工業についてお話を伺いました。私は、衆議院の復興委員会に参考人として呼ばれまして、10分間の提言を切実に訴えてきました。それで水産というのは獲るだけが水産じゃない、魚市場の方まで生産がきて魚市場で捌いて、仲買さん、冷蔵庫加工さんといくわけです。この流れで流通までが水産業なのだと。だから水産業というのは一体的に考えて下さいとそのような証言を国のほうにも言ってきましたので、まあ有難いなと思っておりました。そういうことで冷蔵庫は魚を買う方ですので、獲る方だけであれば業界が安定しませんので、全くアンバランスになりますのでそういう意味で訴えてきました。そうしたら獲る方は農林水産省、こっちは経済産業省というような住み分けになったわけです。それで4分の3補助は申し込みが多くて4分の1になった。75が25になったのですよね。これなら全然復興になりませんよと岩手県の津川本部長に直々に日曜日だったけど行って訴えまして、第3次補正で補いをつけて下さい、絶対復興なりませんよと、そして4分の3になりましたから、これで私も一安心しました。受け入れ体制がやっぱりきちっとなってもらわなければ困ると思います。一応報告でございます。

はい、その他ございませんか。無ければ次に進ませて頂きます。

それでは次に、報告のイでございます。「平成24年度水産関係予算のポイントについて」を、事務局から説明願います。

(事務局から資料に基づき説明)

(工藤委員) まずは予算の関係をお尋ねする前に一言お礼を申し上げたいと思います。大船渡本所の被害があって今年はアユの生産ができなかったわけですが、県のご配慮で種苗放流分といたしまして秋田県と山形県に稚魚の生産をお願いし、秋田県も山形県も大変誠心誠意生産に取

り組んでいただきまして、既に秋田県からは約 100 万尾、今月の中旬頃までの間に 4 回で運び終えまして、間もなく 3 月の中旬頃には山形県から稚魚を頂戴することになっておりまして、岩手県のご支援を感謝申し上げますし、また秋田県と山形県の関係者の皆様方にも特に誠心誠意生産に尽くしていただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

それで予算の関係でご説明があったのですが、その中にはまだ含まれていないと思っておりますが、ある会議で水産庁の栽培養殖課の方から説明を頂戴したのですが、稚魚放流支援事業ということでサケ、アワビとウニ、ヒラメなどの事業があり、それにアユを加えて頂くというお話でありまして、東日本大震災に関わる被害の中、これらのことにつきましては、河川漁協と聞いておりますが、それぞれ関係、県と十分協議をしてお願ひしてもらいたいという説明もありました。平成 24 年度のことは当初予算の話だろうと思いますが、これらに対する県の取り組みあるいは対応というのはどのようになっているのかを、お尋ねしたいと思います。

(寺島水産担当技監) アユの 24 年度の事業ということでありますけれども、当初、国の方から我々にきていたのは、アワビ、ウニ、ヒラメこれらの稚魚生産関係への支援の事業でありました。これにアユを加えるということは、我々としても把握できておりませんでしたので、当初予算には盛り込んでございません。国の要領の中でどのような内容なのか、また地元の河川組合の方でどのくらい要望して、その事業を活用したいのか、そこら辺をこれからお聞きしながら進めて参りたいと思っております。

(工藤委員) どうもありがとうございました。近々関係漁協の組合長をはじめ、我々もこれらのお願ひについて県に要望を申し上げようと思っております。例えば補正等もあると思っておりますので、中身を具体的にお願ひを申し上げたいと思っておりますので、是非そちらを宜しくお願ひしたいと思います、ありがとうございました。

(大井会長) 栽培のほうの話になりましたので報告しますが、私は豊かな海づくり協会の市村専務さんと水産庁佐藤長官に直々に対応してきました。というのは、資源が今減少傾向にあるわけです。それでやはり栽培という事業が一番大事でございますので、自然の資源にフォローしていかないといけない。稚魚、稚貝全てのを水産庁長官に直々お願ひし、岩手には洋野町、それから大槌、あとは国の女遊戸も壊滅状態になったので、早急にとということで、切実にお願ひしてきました。それから後は、広田町、私が会長をしておりますので宮沢専務から色々お話をお聞きしまして、管理費も足りなくなる、給料も払えなくなるというような状況になりましたので、解雇しなければならぬ。いや解雇するなんていうことは全然駄目だよ、職人だから一旦解雇してまた新しい素人を入れたら戻らぬから、この技術者を北海道や秋田のふ化場で復旧できるまで雇ってもらって、また岩手の方に帰してもらおうようにした方がいいと、これを言ったらすぐに長官が水産庁の課長を通じて、すぐ動きまして職員派遣への支援もやったはずで。その稚魚、稚貝関係も岩手の方の足りない部分に補いをつけることになっているはずで。そういうことになったので有り難いです。

あと国の女遊戸の施設ですが、どうなるのか先が全然分からなかったのですけれども、この前、栽培センターの理事が 4 名来まして、100%国の力で復旧するということに決定したとの報告がありました。要望したかいがあってよかったと思っておりますので、一応報告ということで。

そのほか、なにかご質問でもあれば、よろしいですか

それでは、次に報告のウ「水産物の放射性物質調査について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料に基づき説明)

(早野委員) 放射性物質の調査ですけれども、海藻類、いわゆるワカメ、コンブ類についてはどうなのでしょう。そもそも海藻は自然界の物質は検出されやすいということは聞いておりましたけれども、この震災の影響はあるのかなのかということでは1消費者としてかなり聞かれたりもしますし、気になる部分だとは思いますが、その辺は今後の対応としてはどういう形で進めていくのでしょうか。

(佐藤水産振興課振興担当課長) 海藻類につきまして、23年度採取された海藻につきましては、5月から6月にかけて天然ワカメが採取され、出荷されております。これにつきましては、取りまとめの県漁連のほうでそれぞれの管轄から採取されたものを独自に調査しております。結果は全漁連のホームページで公表されておりますが、すべて不検出ということでございます。昆布も同様に調査しております、同じく不検出ということでございます。

(工藤委員) 放射性物質の調査についてであります。内水面の関係ですけれども宮城県や、特に福島県の河川漁協から話を聞きますと、釣り客も非常に汚染をされているという考え方が先行しております。ほとんど遊魚者、釣り人が来ないという現実が去年はあったようであります。そうしたことから、ある程度ちゃんとした基準に基づいて調査をしてその結果を公表しないと、こういうことが岩手県でも起こる可能性があるのではないかと非常に心配しているところであります。ご承知のように3月1日から渓流魚ヤマメが解禁になりますし7月1日からはアユの解禁になるわけですが、解禁前に例えば渓流魚のヤマメのサンプリング調査をされて、その結果を公表して頂く、あるいはアユの解禁前に調査をして、結果を公表して風評被害が広がらないような対応を是非お願いしたいなと思っております。県の方でも、そういったことも計画があるようには聞いておりますがその辺のことについてお知らせ頂きたいと思っております。

(寺島水産担当技監) 現在、内水面漁連の方とも話をしながら、どのような形で検査をするのかということ相談している最中でありまして。そこら辺を詰めながら、対応をして参りたいと思っております。

(吉水委員) 先ほど海藻類の検査のお話を頂きましたが、これから始まる養殖の検査等の計画はあるのでしょうか。それともうひとつ、データの数値をベクレルで公表しておりますが、その意味を消費者の方にパンフレット等で周知しないと数値が漠然と大きいから危ないと消費者は判断すると思うのですが、その辺の対応というか計画はあるのでしょうか。

(寺島水産担当技監) 養殖のワカメ、昆布の生産が順次始まり、その検査の仕方ということだと思いますけれども、県漁連が共販制度にのっとって出荷しているものについては業界の自主検査という形でやっておりますので、その計画に従って進めていくものと思っております。

それから放射能に関する数値、検査値1キログラムあたり500ベクレルが今度の4月からは100ベクレルに基準が下がればどうなっていくのかというようなこと、これらについては県の水産サイドでもホームページで掲載し公表しておりますけれども、全体としては厚労省、あるいは県の衛生管理の関係で水産物ばかりでなく全体的に対応しておりますので、そちらでの対応ということになっていくと思っております。

(阿部委員) 学校給食ですけれども、今はヨウ素、セシウムの検査をして頂いておりますが、ストロンチウムという物質も大変危険なものだと聞いているので、検査項目を増やしてストロンチウムの検査もお願いしたいと思います。

(東大野農林水産部長) 今お話ありました内容については、環境生活部に申し伝えたいと思います。農林水産部としては、食品中についてヨウ素とセシウムの 134、137 について検査しなさいという規制がかけられておりますので、この 3 つについて検査して公表しているということでございます。今お話のあった内容については環境サイトに伝えてその中で取扱いがまた決められておりますので、決められたルールに従って我々は検査を進めていきたいと思っております。

(坂下委員) 水産振興という意味合いから考えるとこういうデータは伏せておきたいなと思えますし、1 消費者、1 主婦、1 母としてはしっかりと公表してほしいといつもそこら辺のせめぎ合いが絶えず自分の思いの中にあります。これからデータがどんどん大きくなってくるとまた状況が変わってくるのでしょうかけれども、こういう形でしっかり提出されたほうが 1 消費者としても風評被害が少なく済むのではないかなと、今データを見て改めて感じています。やっぱり現実を直視するということから始めるという事の大事さを改めて認識しなければならないのではないかなと受け止めています。

それから、やっぱり放射能は怖いので子供たちを守っていく上で色々な書物とか情報に触れる機会が多いのですが、そういう意味でこれから未来に向けてどういう方向に進むか分からない放射能ではあるけれども、過去の広島原爆やチェルノブイリの状況を見極めた上で人間本来の生命力とか、たくましさとか免疫力とか抵抗力というものがすごく大事だというのは大きくクローズアップされているところで、脱穀が大事だとかそういう指摘がある中で逆に前向きに捉えて、水産の部分で研究機関と連携して、放射能に負けない身体づくりに必要なものはないかということを変更して掘り下げて、頑張るって研究して頂いてそれをクローズアップさせていくのも一つの手かなと認識しておりますので、叡智の結集よろしくお願ひします。

(東大野農林水産部長) 放射性物質の検査につきましては、我々農林水産振興を担当している者ですので、生産者あるいは漁業者の方々が基準、規制値を満たしている物を生産して市場に供給しているという証のためにも、この検査し公表していくことが必要だと思っておりますし、それをし続けることが消費者の皆様から信頼して頂ける、信用して頂けるそのためにも必要だと思っておりますので、引き続きこのような形で検査し公表していくことは続けて参りたいと思っております。もう一つのご提言につきましては、なかなか難しいご提言だとは思いますがそういった方向性があるのであれば研究させて頂きたいなと思っております。

(平井委員) 参考ですが、先ほどストロンチウムの話がでましたので、私は水産総合研究センターに勤めておまして、水産総合研究センターは昨年 7 月の 2 次補正で、ストロンチウムの測定だとか魚でも筋肉だけではなくて内臓とか色々な部位について測定し、水産庁からそういう委託事業を受けておまして、その結果については水産総合研究センターのホームページから、岩手県の魚だけという意味ではございませんが全国の魚について、測定結果については公表させていただいております。参考までに。

(小田島委員) よく新聞紙上で公表しろと書いてはいるのですけれども、消費者といいますが一般の方が知りたいのはこの数字ではなくて安全なのか安全ではないのかというただの 1 点だけですね。勿論国の暫定値というものがあるので判断は難しいわけですが、この数字を見て判断は見た人でしてくださいというのはやっぱりいけない。公表しろというその向こう側には安全だとか安全ではないのかということがあるということを知りたい。例えば岩手独自に農業でも言えるのですけれども、この数字出ましたではなくて、安全です、危険ですということをお言

るように是非考慮して頂きたいといつも思っております。

（東大野農林水産部長） 委員の仰り様はよくよく理解できるものですがけれども、私どもは規制値以下であれば安全性は確保されていると理解してございまして、ただ我々は放射性物質についての知見を有しているわけでもございませんので、例えばここにある数字であるから安全ですというような発表は差し控えております。数値の発表のときにも「下回っています」という表現に留めておりました。どういった値がどうなのかということについては環境生活担当部署の方でそういった検査結果の捉え方というのを周知し、色々な機会に情報提供するという役割分担で進めておりましたので、その辺のところはどうかご理解頂きたいと思えます。

（小田島委員） 結果的にそういうことをやるからいつまでも体制が決まらないんですね。数字を見て、最後にこの数字、水産部として安全ですと言ってしまえばいいじゃないですか。人は待っているのだから。そこを分かっているのだけれども書かないという辺りが非常にある意味ずるいというつも思う。消費者が知りたいのは安全か安全じゃないか。内部的な統一的な見解がどうかは関係ないわけですよ。そう思いませんか、ほかの方々は。

（盛合委員） 漁業者として本当に先ほどの方と小田島さんのご意見よく分かります。私たち漁業者からすれば基準値を下回っているという報告だけれども、消費者はそれで買ってくれるか買ってくれないかです。基準値を下回っているから安全という認識なのか、基準値を下回っているけれども出たのは駄目なのではないかという判断になると思えます。だから、下回っているから私たち漁業者にすれば安全でよかった、影響がなかったということで出荷できる、収入があるということなのだけれども、消費者の方々がどう判断するかだと思います。やっぱり安全ですと言ってもらったほうがいいような気はします。

（東大野農林水産部長） 今お二方からご意見頂いて、正直心の中では規制値を下回っているのだから安全ですと水産担当部門として宣言してしまいたいというのがありますけれども、ただ現実問題として例えば一桁台、あるいは一桁以下の値が出てもそれについてご理解は様々です。不検出のところは括弧書きで0.45などと値がついておりますけれども、これは検出限界がここにありまという表示でして、不検出についても検出限界は幾らですかという問い合わせの電話がたくさんあります。従って消費者の方々の価値観は様々ですので例え規制値を下回っても安全とは思わないという方もいらっしゃるということがそういった問い合わせに現れているのだと思えます。従って、お二方の仰り様はよくよく理解はできるのですけれども、安全ですというコメントをつけなさいというご提言、その通りにしますと申し上げたいのですけれども言いにくい、そういった状況にあります。

（坂下委員） 一消費者としてコメントを求められたようなのでお話ししますが、今は消費者もすごい多様化していて確かに白黒はっきりつけてほしいという消費者もいますが、逆にそれを逆手にとってあの時安全と言ったじゃないという消費者もいっぱいいるので、やっぱりそこは難しいところだと思います。今は色々な責任をとられている世の中なので私としてもはっきりしてほしいとは思いますが、一消費者の私とすればこれが最低限というか致し方ないのではないのかなと周りの主婦層を見て思えます。

（早野委員） 今の話からちょっと変わっても宜しいでしょうか。素朴な疑問ですが放射性セシウムが検出された魚について、その処分というのはどのような形で行われているのでしょうか。

(東大野農林水産部長) 魚に限らず現在1キログラムあたり500ベクレルという規制値がございますけれども、それを下回ったものはそのまま流通します。これを上回ったものについては流通しません。焼却処分なりの処分をされます。本県で言うと超過した牛肉がございますけれども、それらはそのまま流通させずに、一旦冷凍保存した後に焼却処分しております。

(大井会長) 宜しいですか。ないようでございますね。

次に、(2)のその他のアでございます。「審議会委員の改選について」を、事務局から説明して下さい。

(石田漁業調整課長) 資料は特にございません。審議会委員の皆様でございますが本日出席頂いている委員の皆さんに第19期の委員として就任して頂いております、この2月末日をもって任期満了となります。県ではこれを受けまして、次期の委員の選考を進める予定としておりますので、報告させていただきます。

(大井会長) それでは最後にイの「その他」でございますが、これまでの県の方々からの説明をはじめ、その他、委員の皆様方から何かご意見、ご提言等ございましたらご発言を頂きたいと思っております。

「特になし」の声

無いようであれば、これまでに出されましたご意見、ご提言等につきましては事務局で検討の上、施策に反映していくようにご配慮をお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

以上をもちまして終了といたします。ご協力をありがとうございました。

この顔ぶれの審議会は今回が最終となります。2年間議長を勤めさせて頂きましたが、議事進行につきまして、ご協力をありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しします。

(東大野農林水産部長) 今、会長からお話ございました。それから石田からもご説明させて頂きましたが、現在の委員の方々には今日で最後となります。これまで様々なご指導頂きありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。冒頭でご挨拶申し上げました通り、今の水産振興は大震災津波からの復旧、復興、これが水産振興にとっては全てというつもりで取り組んで参りましたが、これからも関係者と一緒になって復旧、復興を進めていきたいと思っております。委員の皆様方には今後とも水産振興へのご指導等ご助言をお願い致します。本日は大変ありがとうございました。

(司会) それではこれもちまして、第49回岩手県水産審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。